

令和2年4月1日

神戸市無料低額宿泊所の届出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の2から第68条の4の規定に基づき、無料低額宿泊所（法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設）の設置及び、第2種社会福祉事業を行う者の届出に関して、法令及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準については、神戸市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年神戸市条例第55号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(設備基準)

第2条 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準については、神戸市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（神戸市条例第55号）によるものとする。

2 前項の条例のうち、居室面積の基準については、7.43㎡を原則とする。

(事前協議)

第3条 法第69条第1項の規定により届出をしようとする者は、事業の届け出を行う前に市長へ事前に協議を行わなければならない。

2 なお、社会福祉法人が届出をしようとする場合については、事業者の任意により前項と同様の事前協議を行うことができる。

(開始の届出)

第4条 神戸市又は社会福祉法人が、無料低額宿泊所を設置して、第2種社会福祉事業を開始するときはその開始前（社会福祉法人が開始する場合は、開始の日から1カ月以内）に、次に掲げる関係資料を添えて「無料低額宿泊所開始届」（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出時における法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (2) 届出年度前3年度分の事業報告・決算書類
- (3) 届出時における役員等名簿（様式第4号）
- (4) 代表者誓約書（様式第5号）
- (5) 届出時における法人の定款
- (6) 平面図（各部屋の広さや長さが分かる図面）
- (7) 居室面積・使用料（家賃）一覧（様式第6号）
- (8) 登記簿謄本、借地契約書、建物賃貸借契約書等（土地・建物の権利関係を明らかにす

ることができる書類)

- (9) 経歴申告書 (様式第7号)
- (10) 入居者に対する処遇に関する項目 (様式第8号)
- (11) 運営規程
- (12) 金銭管理規程 (金銭管理を実施する場合のみ)
- (13) 事業開始時における契約書 (居室利用・サービス利用)・重要事項説明書
- (14) 事業開始時における契約書 (金銭管理) (金銭管理を実施する場合のみ)
- (15) その他市長が必要と認める書類 (配置図 (建物の配置や敷地との位置関係が分かる図面、案内図 (最寄駅から事業所までの地図、設備・備品等一覧、写真など)

(届出事項の変更の届出)

第5条 神戸市又は社会福祉法人は、届出をした事業内容を変更したときは、「無料低額宿泊所変更届」(様式第2-1号)を市長に提出しなければならない。

2 国、兵庫県、神戸市及び社会福祉法人以外の者が、次の事項を変更するときは、前条の事前協議をしたうえであらかじめ、前項の変更届を市長に提出しなければならない。

- (1) 建物その他の設備の規模及び構造
- (2) 事業開始の年月日
- (3) 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

3 国、兵庫県、市町村及び社会福祉法人以外の者が、前項以外の届出をした事項を変更したときは、第1項の変更届を市長に提出しなければならない。

(事業の休止又は再開の届出)

第6条 神戸市又は社会福祉法人は、届出をした事業を休止又は再開したときは、「無料低額宿泊所変更届 (休止又は再開)」(様式第2-2号)を市長に提出しなければならない。

2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が、届出をした事業を休止又は再開するときは、あらかじめ前項の変更届を市長に提出しなければならない。

(事業の廃止の届出)

第7条 第2条で届出をした者は、その事業を廃止したときは、「無料低額宿泊所廃止届」(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 無料低額宿泊所を設置して、第2種社会福祉事業を行う者は、事業の届出に関しこの要綱に定めのない事項については、必要に応じて市長と協議して、その指示に従わなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 施行日より前に、神戸市内において社会福祉法第2条第3項第8号に規定する第二種社会福祉事業を行っている者が、施行日以降も引き続き事業を行うときは、この要綱の施行日から令和2年4月30日までに第2条第2項に基づく届出を行えば、事業の開始前に届出を行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日より施行する。